資料　4

# 認定調査の実施及び留意点

仙台市健康福祉局介護保険課

# １．認定調査及び認定調査員の基本原則

- 申請区分ごとの調査員の範囲

  【新規】

  市町村職員、指定市町村事務受託法人

  【更新・区分変更】

  上記に加え、指定居宅介護支援事業者、介護保険施設、地域密着型介護老人福祉施設

- 公平公正で客観的かつ正確に行うこと
- 原則１回
- 守秘義務

  違反した場合公務員に課せられる罰則が適用

  （１年以下の懲役または３万円以下の罰金）

# ２．調査の実施及び留意点

## （１）調査実施全般

- １名の調査対象者につき１回

- 急病等によってその状況が一時的に変化している場合は状況・状態が安定してから実施する。

- 入院後間もないなど、心身の状態が安定するまで相当期間を要すると思われ、介護保険によるサービスの利用を見込めない場合は、必要に応じ、申請者に対して、一旦申請を取り下げ、状態が安定してから再度申請を行うよう説明する。

# ２．調査の実施及び留意点

## （２）調査日時の調整

- 認定調査員はできるだけ早い時期に認定調査を行い、調査終了後は速やかに所定の書類を作成する。

- 要介護認定は申請から30日以内に行われる必要があり、認定調査の遅れにより、審査判定に支障が生じることがないように努める。

- 家族等の介護者がいる在宅の調査対象者については、介護者が不在の日は避ける。

# ２．調査の実施及び留意点

## （３）施設調査の日時の調整

- 施設の担当者と日程調整を行った場合、家族が同席を希望しているのか確認する。

- 家族が調査に同席を希望している場合は、家族の都合を確認して施設に日程を伝えるようにする。

- 施設には、いつから入所しているのか確認をする。

  基本調査は、ここ１週間の状況で判断することから、入所日を確認し、施設に入所してから概ね１週間以上経過しているか確認する。

# ２．調査の実施及び留意点

## （４）調査場所の調整

- 原則として日頃の状況を把握できる場所とする。
- 病院や施設等で認定調査を実施する場合は、調査対象者の病室や居室等、通常過ごしている場所を確認し、プライバシーに配慮して実施する。

## （５）携行物品

・介護支援専門員証など、身分を証する物

・依頼書　　・申請書（写）　　・視力確認表（認定調査員テキストP66）

・補助記録用紙（参考：調査票作成前の記録用紙）

・BPSD関連の調査項目一覧（参考：ご家族など同席者に提示して聞き取りを行う）

※　個人情報の取扱いには十分に注意する

# ２．調査の実施及び留意点

## （６）調査実施上の留意点

- 調査の目的の説明を行う。
- 基本的には、「目に見える」「確認し得る」という事実によって調査を行う。
- できるだけ調査対象者、介護者双方から聞き取りを行う。
- 独居者、施設入所者等についても、調査対象者の日頃の様子を把握している者に立ち会いを求める。
- 調査対象者の心身の状況については個別性があることから、疾病の特性などに配慮しつつ、選択基準に基づき調査を行う。

# ２．調査の実施及び留意点

## （7）質問の方法や順番等

- 声の聞こえやすさなどに配慮して調査場所を工夫する。
- 調査対象者がリラックスして回答できるよう配慮する。
- 優しく問いかけるなど相手に緊張感を与えないよう留意する。
- 丁寧な言葉遣いや聞き取りやすいように明瞭な発音に心がけ、専門用語や略語を使用しない。
- 調査項目の順番にこだわらず、調査対象者が答えやすい質問の導入や方法を工夫する（普段の生活の時間の流れに合わせて質問の順番を変えるなど）。
- 必要に応じて、会話だけではなく手話や筆談、直接触れる等の方法も用いる。
- 調査対象者や介護者が適切な回答ができるように、調査項目の内容をわかりやすく具体的に質問の仕方を工夫する。

# ２．調査の実施及び留意点

## （８）調査項目の確認方法

- 調査対象者本人から実際に試行してもらう項目については、安全に十分配慮し確認を行う。

- 実際に行為を行ってもらえなかった場合や、日常の状況と異なると考えられる場合については、選択した根拠と、より頻回に見られる状況や日頃の状況について、具体的な内容を「特記事項」に必ず記載する。

# ２．調査の実施及び留意点

## （９）調査結果の確認

- 調査結果で不明な点や選択に迷う点があれば、再度確認する。
- 「特記事項」を記入する時は、基本調査の選択と特記事項の記載に矛盾がないか確認する。
- 警告コードによる調査内容の確認

**警告コードとは…（認定調査員テキストP9）**

要介護認定ソフトに調査結果が入力された際、異なる2つの調査項目において、同時に出現することが不自然であると思われる、「まれな組み合わせ」があった場合に、誤入力や選択の誤りがないかどうかを確認するために、審査会資料に表示されるもの。

この警告コードが審査会資料に表示された場合は、区の事務局が、特記事項の記載内容や調査員への問い合わせにより、選択の誤りがないかを確認している。